

避難行動要支援者避難支援制度 ～制度の名 称と内容の一部が変わりました～

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2014年8月20日更新

いざという時あわてないために…

家庭で 地域で

身近な防災対策

高齢者の方々や障がい者の方々など、いわゆる「避難行動要支援者」といわれる人たちは、災害が起きた際に情報を入手できない、あるいは入手が遅れてしまうという不安があります。

大災害が発生した直後、行政も避難誘導を行います。避難行動要支援者の方々に迅速かつ安全な避難をしていただくためには、自治会、民生委員児童委員など地域の住民組織等の共助による避難の際の声かけが必要不可欠です。

江別市では民生・児童委員の方々と連携して、市内の要支援者名簿を作成しています。自治会での要支援者の方々の把握・声かけの体制づくりにご活用ください。

対象となる方

- 身体障がい手帳(1・2級)に該当する方
- 療育手帳A判定に該当する方
- 在宅で要介護度3以上に該当する方

上記に新たに該当した方々には、民生・児童委員が制度の説明と制度への登録希望について確認にお伺いします。

該当しない方で、災害時の自力での避難が困難な方(高齢で独り住まいをしているなど)は、地区の民生・児童委員または市役所に直接ご相談ください。

※この名簿は自治会などいざというときに支援をしてくれる団体で保管・活用されます。申し込みを希望される方は自分の個人情報を提供することに同意が必要です。

制度についての説明会

支援団体向けに説明会を随時実施しています。

平日はもちろん、土日・夜にも実施しますので、制度導入をお考えの際にはご相談ください(事前の予約が必要です)。

ガイドライン等のダウンロード

- [パンフレット \[Wordファイル/394KB\]](#)
- [申込書 \[PDFファイル/72KB\]](#)
- [変更・抹消 届 \[PDFファイル/59KB\]](#)

[総務部危機対策・防災担当](#) 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地江別市役所本庁舎2階

Tel:011-381-1407 Fax:011-381-1070